



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*30 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課)..... 1

### ○ 告示

697 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課)..... 1

698 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2

699 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 ( " )..... 3

700 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 3

701 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 4

702 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)..... 5

703 " ( " )..... 5

704 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ( " )..... 5

705 " ( " )..... 7

706 " ( " )..... 7

707 " ( " )..... 8

708 " ( " )..... 9

709 使用料の収納事務の委託 (建築住宅課)..... 10

710 貸付金の償還金の収納事務の委託 (教育委員会)..... 11

### ○ 警察本部告示

2 和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ..... 11

### ○ 公告

入札公告 (警察本部)..... 14

## 規 則

### 和歌山県規則第30号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第697号

平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成29年度共通基盤整備及び運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成29年4月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社富士通エフサス・富士通リース株式会社コンソーシアム  
（代表者）株式会社富士通エフサス  
神奈川県川崎市中原区中丸子13番地2  
（構成員）富士通リース株式会社  
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額  
289,440,000円（うち消費税及び地方消費税の額21,440,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年4月7日

#### 和歌山県告示第698号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年6月19日まで縦覧に供する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成29年5月18日
- 2 名称  
特定非営利活動法人わかやま獣害対策支援センター
- 3 代表者の氏名  
中野譲二
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県田辺市本宮町大津荷127番地の1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、和歌山県の中山間地において、深刻化する野生動物による農業被害や生活被害に対し、被害に対する支援活動や狩猟技術・情報の提供、狩猟器具の研究開発、そしてそれらを担う人材育成を行うことで、獣害被害の総合支援を実施し、市町村域を超えたネットワークを構築し、和歌山県山間部

の活性化に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第699号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年6月19日まで縦覧に供する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年5月17日

2 名称

特定非営利活動法人コミュニティネット

3 代表者の氏名

中田達己

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市黒田279番4

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会から全世界市民に向けて双方向による災害救援、環境、情報化社会の発展、経済活動の活性化などについて通信・放送推進に関する事業、介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法に基づく介護サービス事業等を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第700号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成29年5月16日指定した。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛ラブマックス 6月号	12080-6	秋田書店
コミック	月刊マガジンビーボーイ 6月号	18355-06	リブレ
コミック	ビーボーイゴールド 6月号	17779-06	リブレ
コミック	ドラ 6月号	16695-06	コアマガジン
コミック	ガッシュ 6月号	12467-6	海王社
コミック	ダリア 6月号	05839-06	フロンティアワークス
コミック	オンブルー Vol.28	54929-94	祥伝社
コミック	アヤ 6月号	18815-06	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 6月号	19625-06	宙出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 6月号	08577-6	ぶんか社

コミック	まんがグリム童話 6月号	08305-6	ぶんか社
コミック	ほんとうに怖い童話 6月号	08103-6	ぶんか社
コミック	嫁と姑デラックス 6月号	09003-06	セブン新社
コミック	波瀾万丈の女たち 6月号	07393-6	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ 6月号	04877-6	ミリオン出版
月刊誌	実話BUNKAタブー 6月号	05375-06	コアマガジン
月刊誌	エキサイティングマックス! 6月号	02091-6	ぶんか社
雑誌	実話BUNKA超タブー Vol.21	05376-06	コアマガジン

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第701号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

GEO和歌山国体道路店

和歌山市新生町302-2他4筆

## 2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第47号

## 3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては、2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
- (2) 騒音規制法、振動規制法若しくは和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合又は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出申請を行ってください。
- (3) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
- (4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (5) 国体道路及び市道宮前1号線の出入口については、車両及び歩行者等の安全対策のため、安全施設の設置や交通誘導員の配置等について、検討してください。
- (6) ゲームソフト及びDVDを販売し、又は貸し出す店舗となることから、利用する児童及び生徒が交通事故等にあわないよう、事故防止に十分配慮してください。
- (7) 閉店時刻が午前2時であることから、子供たちの健全育成や非行防止（深夜徘徊の防止等）にも配慮してください。

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成29年5月30日から同年6月30日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第702号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
下筒香（419）
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第703号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
陰地（448）
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第704号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年5月30日

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

境谷川(3-341-2-001-2)、境谷川(3-341-2-001-3)、穴伏川右支溪(3-341-2-002)、穴伏川右支溪(3-341-2-003)、穴伏川右支溪(3-341-2-004)、穴伏川右支溪(3-341-2-005)、大井戸谷川(3-341-2-006)、十六瀬川(3-341-3-001)、下津川(3-341-3-008)、下津川(3-341-2-007)、下津川(3-341-3-003-1)、下津川(3-341-3-003-2)、真国川右支溪(3-341-1-070)、紀ノ川左支溪(3-341-1-025)、山崎谷川(3-341-1-026)、山崎谷川右支溪(3-341-1-027)、紀ノ川左支溪(3-341-2-030)、山崎谷川右支溪(3-341-2-031)、広口21(Ⅲ-110)、宮の下・寺垣内(Ⅰ-117)、宮の下(Ⅰ-120)、広口24(Ⅲ-119)、上広口(Ⅰ-121)、広口25(Ⅲ-123)、広口(Ⅰ-131)、広口2(Ⅱ-440)、広口3(Ⅱ-441)、広口4(Ⅱ-442)、広口5(Ⅱ-443)、広口6(Ⅱ-444)、広口7(Ⅱ-445)、広口8(Ⅱ-446)、広口9(Ⅱ-447)、広口10(Ⅱ-448)、広口11(Ⅱ-449)、広口13(Ⅱ-451)、広口15(Ⅱ-454)、広口16(Ⅱ-455)、広口17(Ⅱ-456)、広口18(Ⅱ-457)、広口1(Ⅰ-3079)、平7(Ⅲ-103)、平(Ⅰ-126)、平1(Ⅱ-381)、平2(Ⅱ-382)、平3(Ⅱ-383)、平4(Ⅱ-384)、平5(Ⅱ-385)、平下津川1(Ⅱ-386)、平6(Ⅱ-393)、日高(8)(Ⅱ-10095)、日高(9)(Ⅱ-10096)、日高(10)(Ⅱ-10097)、日高(11)(Ⅱ-10098)、日高(12)(Ⅱ-10099)、日高(13)(Ⅱ-10100)、日高(14)(Ⅱ-10101)、日高(15)(Ⅱ-10102)、日高(16)(Ⅱ-10103)、日高(17)(Ⅱ-10104)、日高(18)(Ⅱ-10105)、日高(19)(Ⅱ-10106)、日高(20)(Ⅱ-10107)、日高(21)(Ⅱ-10108)、日高(23)(Ⅱ-10110)、日高(24)(Ⅱ-10111)、日高(25)(Ⅱ-10112)、神田1(Ⅱ-704)、神田2(Ⅱ-716)、神田3(Ⅱ-717)、山崎1(Ⅰ-3086)、山崎15(Ⅱ-548)、山崎2(Ⅱ-559)、山崎3(Ⅱ-560)、山崎4(Ⅱ-561)、山崎5(Ⅱ-562)、山崎6(Ⅱ-563)、山崎7(Ⅱ-564)、山崎8(Ⅱ-565)、山崎9(Ⅱ-566)、山崎11(Ⅱ-568)、山崎13(Ⅱ-570)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

十六瀬川(3-341-1-001)、境谷川(3-341-2-001-1)、広口12(Ⅱ-450)、山崎10(Ⅱ-567)、山崎12(Ⅱ-569)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第705号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

古久保谷（5-387-1-031）、池ノ谷（5-387-2-069）、丹生ノ川右支溪（5-387-2-071）、丹生ノ川右支溪（5-387-2-072）、丹生ノ川右支溪（5-387-2-073）、大峯川1（6-206-1-072）、大峯川3（6-206-1-074）、大峯川4（6-206-1-075）、田尻川7（6-206-1-076）、田尻川6（6-206-1-080）、大西谷川（6-206-1-081）、矢矧川（6-206-1-106）、大西川3（6-206-2-130）、宝満川2（6-206-2-175）、寺ノ原（I-1155）、西殿（I-1156）、上ノ碓（1）（I-1158）、東（I-1161）、小瀬（I-1200）、東上ノ碓1（I-4042）、東西殿（I-4044）、東上ノ碓2（I-4045）、東丹生平（I-4049）、東栃谷（II-4673）、栃久保（II-4696）、川口2（II-4704）、東栃久保（III-2665）、龍神村東1（II-60574）、龍神村東2（II-60575）、大西1（I-1361）、大西2（I-1362）、矢矧1（I-1365）、矢矧2（I-1366）、西八丁（I-1368）、糸田（I-2310）、秋津川大西1（II-5682）、中万呂古戸4（II-5779）、下万呂目座（II-5780）、秋津町103（I-60561）、秋津町104（I-60562）、秋津町105（I-60563）、秋津町106（I-60564）、秋津町107（I-60565）、秋津町108（I-60566）、秋津町109（I-60567）、秋津町110（I-60568）、秋津町113（I-60571）、秋津町115（I-60573）、秋津町101（II-60559）、秋津町102（II-60560）、秋津町111（II-60569）、秋津町112（II-60570）、秋津町114（II-60572）

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、急傾斜地の崩壊及び地滑り

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

大西川2（6-206-2-131）、稲成町青木（III-3181）、伏拝（97）

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第706号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」

という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日高川右支溪(5-387-1-001)、日高川右支溪(5-387-1-002)、日高川右支溪(5-387-1-003)、日高川右支溪(5-387-1-004-1)、日高川右支溪(5-387-1-004-2)、日高川右支溪(5-387-1-005)、日高川右支溪(5-387-1-006)、日高川右支溪(5-387-1-007)、碓の花谷川(5-387-1-008)、皆瀬谷(5-387-1-023)、湯布谷(5-387-1-024)、寺谷(5-387-1-025)、日高川左支溪(5-387-1-032)、ビクリン谷(5-387-1-033)、日高川左支溪(5-387-1-034)、日高川右支溪(5-387-1-038)、日高川右支溪(5-387-2-006)、日高川右支溪(5-387-2-007)、日高川右支溪(5-387-2-008)、日高川右支溪(5-387-2-010)、日高川右支溪(5-387-2-011)、日高川右支溪(5-387-2-012)、日高川右支溪(5-387-2-013)、日高川右支溪(5-387-2-014)、日高川右支溪(5-387-2-043)、日高川右支溪(5-387-2-044)、日高川右支溪(5-387-2-045)、高裕谷(5-387-2-046)、日高川右支溪(5-387-2-047)、古川右支溪(5-387-2-048)、日高川左支溪(5-387-2-097-1)、日高川左支溪(5-387-2-097-2)、日高川左支溪(5-387-2-099)、日高川左支溪(5-387-2-100)、日高川左支溪(5-387-2-101)、日高川左支溪(5-387-2-102)、手谷川左支溪(5-387-2-104)、手谷川左支溪(5-387-2-105-1)、手谷川左支溪(5-387-2-105-2)、日高川左支溪(5-387-2-107)

### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

### (2) 土砂災害警戒区域の名称

日高川右支溪(5-387-2-009)、日高川左支溪(5-387-2-098)、日高川左支溪(5-387-2-103)、日高川左支溪(5-387-2-106)、氏神谷(5-387-2-108)

### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第707号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒



区域として指定する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

平間(6-401-1-051)、平間2(6-401-1-053)、伊勢谷2(6-401-1-055)、菊方2(6-401-2-043)、人頭(6-401-2-044)、十九淵(I-1580)、菊方(I-1581)、伊勢谷(I-1582)、津越(I-1583)、津越(2)(I-1584)、十九淵平間1(Ⅲ-3329)、十九淵伊勢谷1(Ⅲ-3332)、十九淵赤坂5(Ⅲ-3335)、十九淵菊方5(Ⅲ-3336)、十九淵菊方6(Ⅲ-3337)、十九淵菊方7(Ⅲ-3338)、十九淵人頭2(Ⅲ-3341)、十九淵1(I-4323)、平間(I-4324)、菊方(I-4346)、十九淵平間(Ⅱ-5896)、十九淵3(Ⅱ-5897)、十九淵2(Ⅱ-5898)、十九淵伊勢谷(Ⅱ-5914)、十九淵5(Ⅱ-5915)、十九淵菊方4(Ⅱ-5917)、十九淵菊方3(Ⅱ-5918)、十九淵菊方1(Ⅱ-5920)、十九淵4(Ⅱ-5921)、十九淵赤坂3(Ⅱ-5922)、十九淵赤坂2(Ⅱ-5923)、十九淵小倉崎(Ⅱ-5924)、十九淵赤坂1(Ⅱ-6613)、十九淵101(I-60557)、十九淵102(I-60558)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

平間1(6-401-1-052)、菊方1(6-401-2-042)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

和歌山県告示第708号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

露谷川(8-425-1-028)、篠尾川左支溪(8-425-1-029)、篠尾川右支溪(8-425-2-029)、篠尾川右支溪(8-425-2-030)、八木山谷(8-425-1-004)、赤木川右支溪(8-425-1-005)、市ヶ谷川(8-425-1-009)、中前谷川(8-425-1-010)、伊屋ノ谷川(8-425-1-011)、北谷川(8-425-2-008)、小口川右支溪(8-425-2-009)、赤木川左支溪(8-425-2-010)、神倉川右支溪(8-207-1-029)、神倉川右支溪(8-207-1-030)、神倉川右支溪(8-207-1-031)、神倉川右支溪(8-207-1-032)、新宮川右支溪(8-207-1-033)、三杉谷(8-207-1-035)、新宮川右支溪(8-207-1-036)、中の谷(8-207-1-037)、新宮川右支溪(8-207-1-038)、新宮川右支溪(8-207-1-040)、新宮川右支溪(8-207-1-041)、新宮川右支溪(8-207-1-042)、嶋津(2)(I-2013)、嶋津(II-8441)、露谷(I-2016)、篠尾下地(I-4714)、篠尾1(II-8325)、篠尾上地2(II-8326)、篠尾2(II-8327)、篠尾3(II-8328)、篠尾4(II-8329)、露谷2(II-8330)、篠尾上地(II-8442)、東敷屋(I-2022)、赤木(I-2048)、上長井(I-2049)、上長井2(I-4725)、上長井(II-8358)、大山1(I-4727)、大山2(II-8360)、大山3(II-8361)、引土(I-2054)、滝本1(II-8367)、滝本2(II-8368)、滝本3(II-8369)、旭日町・旭日町(2)(I-1988)、登坂(I-1996)、登坂2(I-2196)、上長井(101)(I-80001)、上長井(102)(I-80002)、大山(101)(I-80003)、大山(102)(I-80004)、篠尾(101)(II-80079)、篠尾(102)(II-80080)、篠尾(103)(II-80081)、篠尾(104)(II-80082)、滝本(101)(II-80083)、滝本(102)(II-80084)、滝本(103)(II-80085)、上長井(103)(II-80086)、大山(103)(II-80087)、大山(104)(II-80088)、大山(105)(II-80089)、大山(106)(II-80090)、大山(107)(II-80091)、下相筋(I-1991)、相筋(I-1999)、千穂ヶ峰(I-2000)、上相筋(I-2193)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

杉村の谷(8-425-2-038)、篠尾川左支溪(8-425-2-031)、赤木川右支溪(8-425-1-003)、赤木川右支溪(8-425-1-006-1)、赤木川右支溪(8-425-1-006-2)、赤木川右支溪(8-425-1-007)、小口川右支溪(8-425-1-012)、小口川右支溪(8-425-2-007-1)、小口川右支溪(8-425-2-007-2)、地獄谷(8-207-1-034)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第709号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸

住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を平成29年4月1日から次の者に委託した。

平成28年和歌山県告示第512号（使用料の出納事務の委託）は、平成29年3月31日限り廃止した。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市和歌浦東三丁目3番33号 山本真代

和歌山市十二番丁82番地 AREA伏虎201 梅木宏造

和歌山市小倉266番地7 濱田陽吉

橋本市三石台三丁目22番地の1-408 大村満春

有田郡湯浅町大字山田1392番地5 田中美奈子

御坊市藪677番地 湯川忠

新宮市井の沢7番26号 中上要

### 和歌山県告示第710号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年5月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 委託の相手方

リボーン債権回収株式会社

東京都港区西麻布二丁目24番11号

#### 2 委託した貸付金の償還金

修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの

#### 3 委託期間

平成29年5月17日から平成30年3月31日まで

## 警察本部告示

### 和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年5月30日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称等

##### (1) 調達役務の名称

和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び貸借業務

##### (2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### 2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成29年5月30日（火）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、利用端末の設置場所が12拠点以上、かつ、利用端末台数90台以上が接続するシステムを構築した実績を有するものとする。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、24時間365日運用によるサーバ機器及びネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有するものとする。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新委託業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム更新委託業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

- (シ) 申請者のシステム貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
  - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
  - 次の(ア)、(コ)及び(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム更新委託業務を担当する構成員が、(シ)の書類についてはシステム貸借業務を担当する構成員が提出すること。
  - また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
  - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム更新委託業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ) 申請者のシステム貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
  - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し  
コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づき審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付され

ている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

- (3) (1)のア又はイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成29年5月30日（火）から同年6月13日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成29年5月30日（火）から同年6月14日（水）までの間に和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9

##### (2) 日時

平成29年6月6日（火）午前10時

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成29年5月30日（火）から同年6月20日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成29年6月20日（火）午後4時までに、6に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

組織犯罪対策課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-8704

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成29年6月23日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成29年7月3日（月）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成29年7月6日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 入 札 公 告

和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共

団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき  
公告する。

平成29年5月30日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度から平成34年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託業務

契約日から平成30年3月31日までの間

イ 和歌山県警察暴力団情報管理システム貸借業務（システムの保守を含む。）

平成29年11月1日から平成34年10月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）  
による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成29年和歌山県警察本部告示第2号に規定する和歌山県警察暴力団情報管理システム更新委託及び貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-8704

(2) 期間

平成29年5月30日（火）から同年6月13日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成29年5月30日（火）から同年6月14日（水）午後4時までの間に組織犯罪対策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成29年6月6日（火）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成29年7月10日（月）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成29年7月7日（金）午後4時までに組織犯罪対策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第



94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、組織犯罪対策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない組織犯罪対策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Reconstruction of organized crime group information management system and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Monday 10 July 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Friday 7 July 2017)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120